

令和3年1月14日

市内事業者の皆様に至急のお知らせ

京都府緊急事態措置協力金についてのお知らせ

この度、京都府より国の緊急事態宣言が発出されたことに伴い、府内にある飲食店等に対し、営業時間の短縮（午前5時から午後8時までの間の営業、酒類の提供は午前11時から午後7時まで）の要請がありました。

つきましては、時短要請にご協力いただいた事業者の皆様に対して、下記のとおり、「京都府緊急事態措置協力金」の支給が予定されていますので、お知らせ致します。

記

京都府緊急事態措置協力金

(1) 対象施設

- 【飲食店】飲食店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く。）
- 【遊興施設等】バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

(2) 支給要件

次のいずれにも該当する事業主（今回から大企業も対象となります）

- ① 京都府内に対象施設（店舗）を有すること
- ② 府の要請期間中、定休日等の店休日を除くすべての営業日において、連続して時短要請に応じていること
- ③ 緊急時短宣言発令日（1/13）以前から営業していること（営業時間が午後8時までの店舗は除く）
- ④ ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等を遵守していること

※ホームページや店舗で実施される時短対応を周知して下さい。

(3) 要請内容

午前5時～午後8時の間の営業を要請（酒類の提供は午前11時～午後7時）

(4) 要請期間

令和3年1月14日（木）午前0時から2月7日（日）午後12時

※準備の都合等、特別な事情がある場合でも、遅くとも1月18日（月）午前0時から時短要請に応じなければ対象外

(5) 支給額

1施設（店舗）1日あたり6万円 ※定休日等の店休日を除き時短要請に対応した日数に応じて支給

(6) 支給時期・申請方法

京都府緊急事態措置協力金は、要請期間が終了した2月8日（月）以降、受付を開

始予定。

■京都府緊急事態措置協力金の概要

	緊急事態宣言に基づく要請（京都府緊急事態措置協力金）
期間	1月14日（木）～2月7日（日）【25日間】
対象地域	京都府内全域
対象業種	飲食店 遊興施設等（飲食店営業許可を受けている施設）
要請内容	午前5時～午後8時の間の営業を要請（酒類の提供は午前11時～午後7時）
対象者	企業・団体、個人事業主 （※規模の限定なし）
猶予期間	遅くとも1月18日（月）～
受付期間	2月8日（月）～予定

<問い合わせ先>

京都府緊急事態措置協力金について

協力金コールセンター 電話：075-365-7780
9時30分～17時30分（日曜日・祝日除く）

宮津商工会議所 電話：0772-22-5131
8時30分～17時30分（土曜日・日曜日・祝日除く）